

◇ 譲渡所得の短期と長期

Q : 私は、平成7年7月7日に購入した土地を、平成13年8月8日に売却しました。

知人に聞くと、長期間所有していた土地と、短期間しか所有しなかった土地では、譲渡の際に負担する税額に大きな差があるそうですが、私の場合はどうなりますか。

A : 長期譲渡所得となります。

【解説】

譲渡所得は、譲渡資産の所有期間の長短により、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に区分されます。長期譲渡所得よりも投機的な要素が強い短期譲渡所得の方が重い税金を負担するようになっていきます。その資産が長期所有資産か短期所有資産かは次のように区分されます。

(1) 土地建物等

- ①譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの…長期譲渡所得
- ②譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの…短期譲渡所得

(2) 土地建物等以外の資産

- ①資産の取得日以後譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの…長期譲渡所得
 - ②資産の取得日以後譲渡の日までの所有期間が5年以下のもの…短期譲渡所得
- ご質問の土地の場合、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えていますので、その譲渡所得は長期譲渡所得になります。

